

氏名(本籍)	はま ぐち よし かず 濱 口 佳 和 (三 重 県)		
学位の種類	博 士 (心 理 学)		
学位記番号	博 乙 第 1688 号		
学位授与年月日	平成13年1月31日		
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当		
審査研究科	心理学研究科		
学位論文題目	挑発場面における児童の社会的コンピテンスに関する研究		
主査	筑波大学教授	教育学博士	新井 邦二郎
副査	筑波大学助教授	文学博士	松井 豊
副査	筑波大学助教授	教育学博士	桜井 茂男
副査	筑波大学助教授	博士(心理学)	庄司 一子

論文の内容の要旨

児童が仲間から何らかの被害を受ける場面を挑発場面と言う。仲間から拒否される児童の中には、この場面に被害者として置かれた場合、加害者に対して報復的な攻撃行動を行う児童が多いことが内外の諸研究から既に明らかにされており、挑発場面が児童の仲間関係の適応上、重要な場面であることが既に知られている。本研究では、10の研究を通して、挑発場面における被害者児童の社会的コンピテンスとそれを規定する諸条件について明らかにすることが目的とされた。本研究は4部、20章から構成されている。

第1部：本研究の理論的背景

まず、本研究の鍵概念である社会的コンピテンスの概念が、先行研究における定義を批判的に検討した上で、「対人的相互作用において、自分および相手にとって望ましい結果をもたらす社会的行動の遂行、ならびに望ましくない結果をもたらす社会的行動の抑制を可能にする個人的属性」と定義された。

次に児童の社会的適応に関連の深い対人相互作用場面についての先行研究が概観され、仲間による挑発場面が最も重要な場面であることが明らかにされた。そこで本研究では、仲間による挑発場面を取り上げ、この場面に特異的な児童の社会的コンピテンスを、McFall, Ford, Dodgeらによって構成されてきた社会的情報処理モデルの観点からとらえ、これらのモデルと、社会的学習理論における結果予期、結果価値、自己効力といった認知的変数を統合した新しい社会的コンピテンスのモデル—すなわち社会認知的制御モデルを構成した。

この社会認知的制御モデルは、挑発状況の解釈、対人的目標設定、応答的行動の産出、応答的行動の評価という4つのステップから構成される社会的情報処理のモデルである。挑発状況の解釈は、被害者が自らの置かれた状況を解釈するステップで、加害者の意図の判断の正確さ、意図が曖昧な事態で、加害者に敵意を帰属させる傾向、もたらされた被害の評価といった社会認知的変数が含まれる。続く対人的目標設定は、挑発状況の解釈に基づいて、加害者とのやり取りの目標を定めるステップである。ここには、加害者との友好的な関係の維持を目指し、報復を抑制する友好的目標設定と、加害行為の説明、もたらされた被害に対する補償、謝罪などを加害者に要求する主張的目標設定の2変数が含まれる。第3番目の応答的行動の産出ステップでは、設定された目標を実現するための具体的な応答的行動が、過去経験の記憶から検索されたり、新たに生み出される。無罰的行動、感情を抑制した主張的行動(主張的行動(P))、否定的感情を表出した主張的行動(主張的行動(N))、報復的攻撃

行動などの行動が、それぞれ産出される率、産出された応答的行動における肯定的表情の度合いといった変数が含まれる。こうして産出された個々の応答的行動は、第4番目の応答的行動の評価ステップで逐一評価され、どの応答的行動を遂行するか決定される。評価は、その行動を行うことによって、目標がどの程度達成されるかという有効性と、実際に自分に遂行されるかという遂行可能性の2つの観点から行われる。挑発場面における被害者児童の応答的行動は、以上の社会認知的制御によって規定され、応答的行動の個人差は、社会認知的制御の諸変数における個人差によるものと考えられた。

第2部：挑発場面における社会認知的制御と応答的行動との関連

第2部では、小学校高学年の児童を対象に、質問紙法を用いて、社会認知的制御の諸変数と各種の応答的行動との関連性が検討された。【研究1】では挑発状況の解釈、対人的目標設定、応答的行動の有効性判断の変数のみを取り上げ、応答的行動との関連が検討された。【研究2】は応答的行動の産出、遂行可能性判断の諸変数を加え、さらに、社会認知的制御の測定直後に応答的行動を測定することにより、説明力が飛躍的に増加した。【研究3】では、多重共線性の問題を引き起こしやすい社会認知的変数を整理し、質問紙に対する反応に混入しやすい社会的望ましさを統制することによって、社会認知的制御の諸変数と応答的行動との関連を検討したが、社会的望ましさを統制してもなお、社会認知的制御の諸変数は多くの応答的行動と強い関連があることが明らかにされた。

第3部：加害者の要因が被害者児童の社会認知的制御と応答的行動に及ぼす効果の検討

第3部では、挑発場面における文脈的要因が社会認知的制御と応答的行動にどのような影響を与えるのかが検討された。文脈的要因として、特に加害者の要因が取り上げられた。【研究4】では、加害者の行動特徴の要因を取り上げ、事前に被験者に対して、加害者の行動特徴情報（攻撃性の高・低ならびに向社会性の高・低）を与え、その後加害者の意図が曖昧な挑発場面を4コマ漫画で提示し、被験者が被害者という想定の下で、社会認知的制御と応答的行動を質問紙により測定した。その結果、加害者が攻撃性の高い人物、または向社会性の低い人物とされた条件では、被害者の社会認知的制御と応答的行動が大きく否定的な方向に偏ることが示された。【研究5】では、被害者との関係の要因が取り上げられ、研究4と同様に事前に加害者との関係を示す情報を与えた上で、曖昧な挑発場面での社会認知的制御と応答的行動を測定した。その結果、被害者との関係が悪いという情報が与えられた場合、被害者の社会認知的制御と応答的行動はやはり大きく否定的な方向に偏ることが示された。さらに、【研究6】は、加害行為の原因の要因が取り上げられた。加害行為が敵意に基づいて行われたという情報が与えられた場合には、被害者の社会認知的制御と応答的行動はやはりここでも大きく否定的な方向に偏ることが示された。

第4部：被害者の個人的属性と挑発場面における社会認知的制御と応答的行動の関連性の検討

第4部では、人格的属性と社会認知的制御ならびに応答的行動との関連が検討された。この3者の関係の中で社会認知的制御は人格特性と応答的行動をいわば「橋渡し」する媒介変数として位置づけられ、その機能の重要性を明らかにすることが目的とされた。人格的属性としては学級内での社会的地位と、社会的行動に関連が深いと思われる人格特性（主張性、愛他性、攻撃性）が取り上げられた。【研究7】では学級内での社会的地位について検討されたが、社会的地位の高低により、敵意帰属バイアスや無罰的行動の有効性判断など、いくつかの社会認知的制御変数に有意差が見られ、また主張的行動（N）と攻撃的行動においても有意差が見られた。しかし、パス解析の結果、社会認知的制御の媒介変数としての機能は限定されたものであることが明らかにされた。【研究8】では、研究9で使用するために、児童用主張性尺度が開発され、その信頼性と妥当性が確認された。【研究9】では、被害者児童の人格特性（主張性、愛他性、攻撃性）と社会認知的制御と応答的行動の3者の関連が検討され

たが、ここでは、社会認知的制御の諸変数は媒介変数として機能していることが確認された。【研究10】では、特に攻撃性との関連に焦点を当てた分析が行われたが、本研究の社会認知的制御モデルが、特に反応性攻撃的行動が優位なタイプの攻撃性と関連が強いことが示され、本モデルの妥当性の実証的根拠が追加された。最後に、本研究全体を通しての考察が加えられた。応答的行動の規定、加害者側の諸条件の相違の反映、被害者の人格特性の媒介という3つの観点から、特に重要な社会認知的制御は、友好的情報処理、主張的信息処理、主張的行動の遂行可能性判断、穏やかな主張的行動の産出の4つの因子であることが確認された。さらに、今後の課題を示すとともに、本研究の教育臨床的含意が述べられた。

審査の結果の要旨

従来、児童の攻撃的行動は本能的なものであるとか、暴力的な環境から生じる悪い性格のゆえだとか、単純に論じられることが多かったが、本論文は攻撃的行動も友好的行動も紙一重の違いであり、その差を生み出すカギが児童の社会的認知（情報処理）過程に存在していると仮定して研究を行っている。

本論文の最大の特徴は、児童が被害を受けたときにどのような行動を行うのかを決定づける認知過程の要素（ステップ）として「挑発状況の解釈」、「对人的目標の設定」、「応答的行動の産出」、「応答的行動の評価」の4つを取り上げ、それらが行動の遂行にどのように関係（影響）しているのかについて実証的に明らかにしたところである。また、加害者および被害者の人格が異なることにより、この社会的認知過程がどのように違ってくるのかについて実証的に明らかにしている。本論文は、児童の社会的行動の認知過程に関して多くの新しい知見を提供しているが、今後の研究の課題として、挑発場面を広げていくこと、感情面を取り上げていくこと、社会的認知過程や社会的コンピテンスのモデルを得られた実証的データにもとづいて精緻化していくこと、性差を検討すること、学校で問題となっている「いじめ」と関連づけること、などが指摘された。このような課題を残しているが、本論文は児童の社会的行動を理解したり社会的スキルを高めたりする上で貴重な知見を多数示しており、発達心理学および臨床心理学の分野における学問的意義を高く評価できる。

よって、著者は博士（心理学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。